

# 濃厚接触者である同居家族等の待機期間について

濃厚接触者である同居家族の待機期間

## 濃厚接触者である同居家族等とは

新型コロナウイルスの検査陽性者が自宅療養をする場合に、空間的な分離の徹底が困難であるとの想定の下、例えば飲食、入浴、就寝等を共にする家族や同居者は**濃厚接触者**となり、同居家族等に該当します。

オミクロン株が主流である間、当該株の特徴を踏まえ、**保健所等による間取りがなくても**、同一世帯内のすべての同居者は濃厚接触者となります。

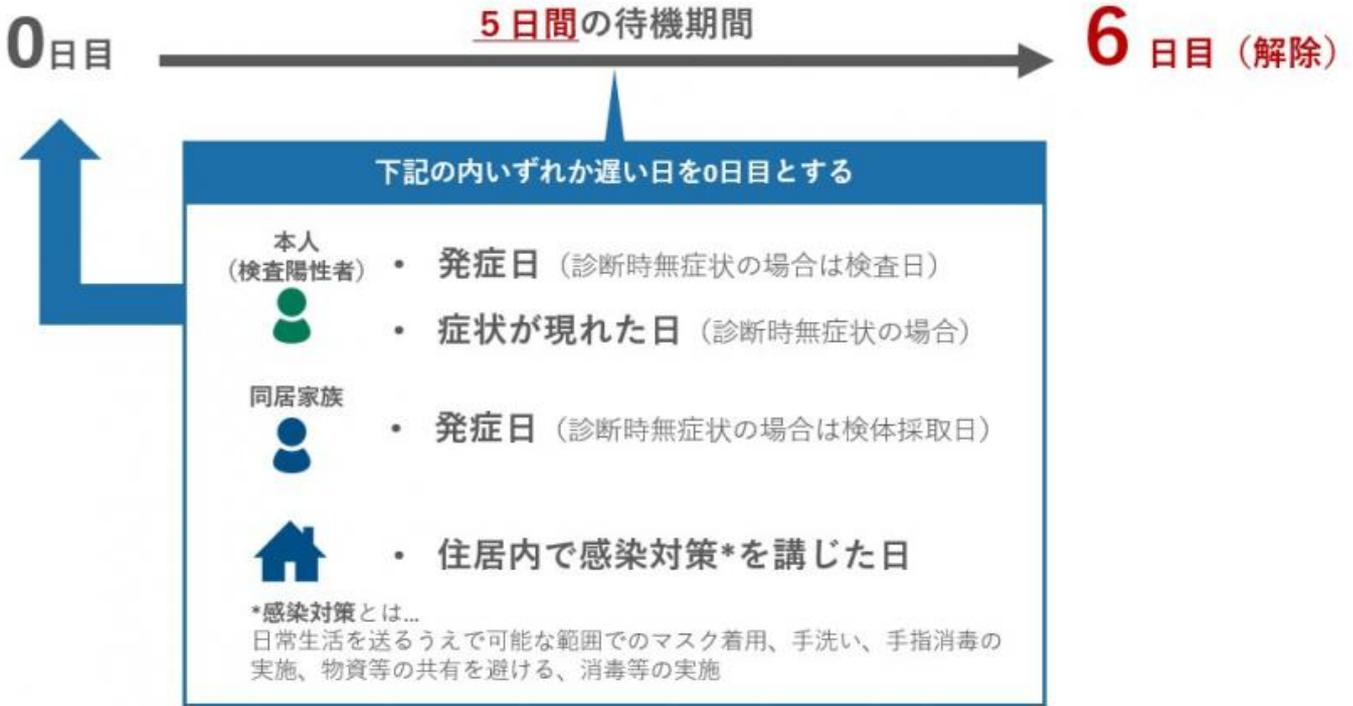
検査結果の判明や保健所等からの連絡を受けるまでの間においても、自主的な感染対策を速やかにとることが大切です。

## 同居家族等の待機期間

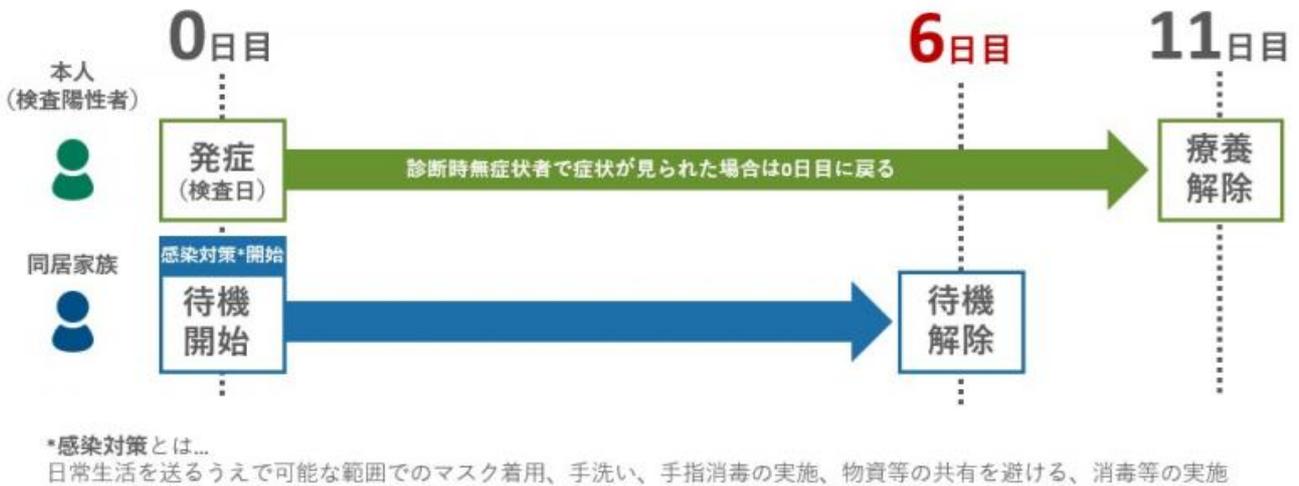
新型コロナウイルスの検査陽性者と生活を共にする同居家族等の待機期間は、5日間（6日目解除）ですが、2日目と3日目の抗原定性検査キットを用いた検査（注意1）で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、3日目から解除可能です。

なお、乳幼児については、抗原定性検査キットを用いることは想定していないため、5日間の待機となります。

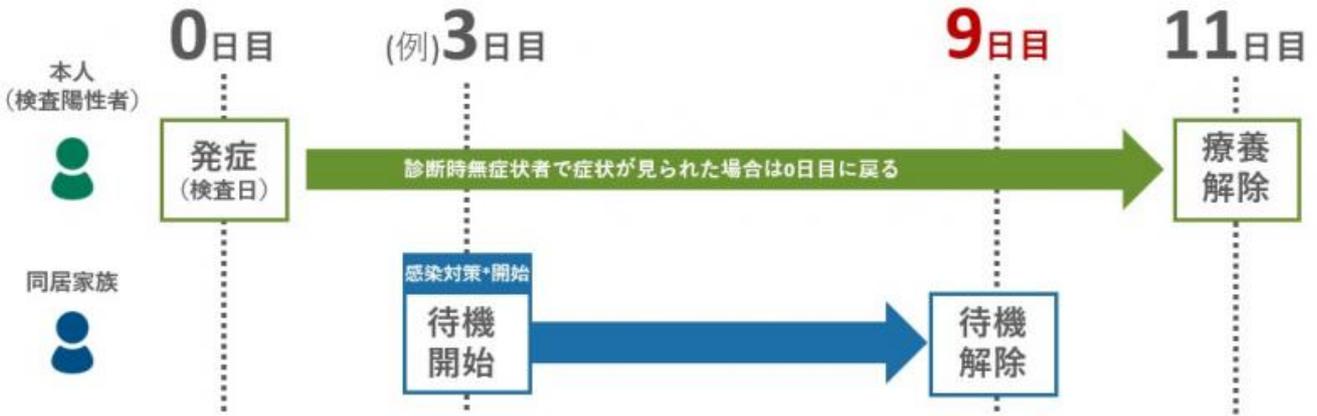
（注意1）抗原定性検査キットは自費検査として薬事承認されたものを必ず用いること



**例1：陽性者が発症（検査日）と同時に感染対策を開始した場合**



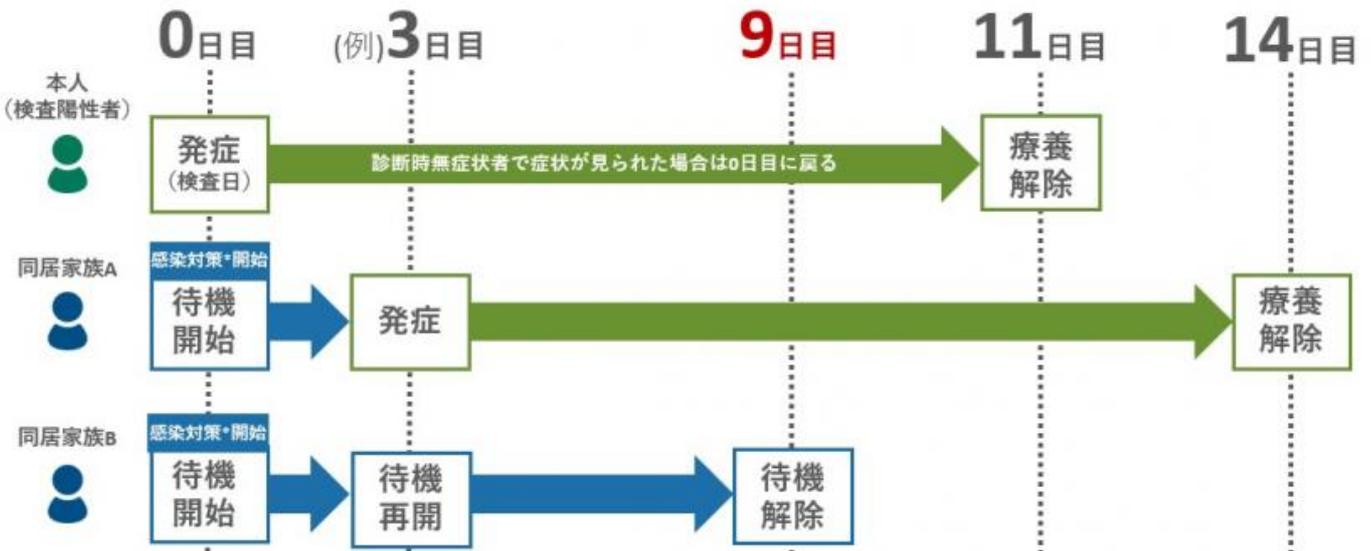
**例2：陽性者が発症（検査日）後、3日目に感染対策を開始した場合**



\*感染対策とは...

日常生活を送るうえで可能な範囲でのマスク着用、手洗い、手指消毒の実施、物資等の共有を避ける、消毒等の実施

### 例3：陽性者が発症（検査日）後、3日目に同居家族が発症した場合

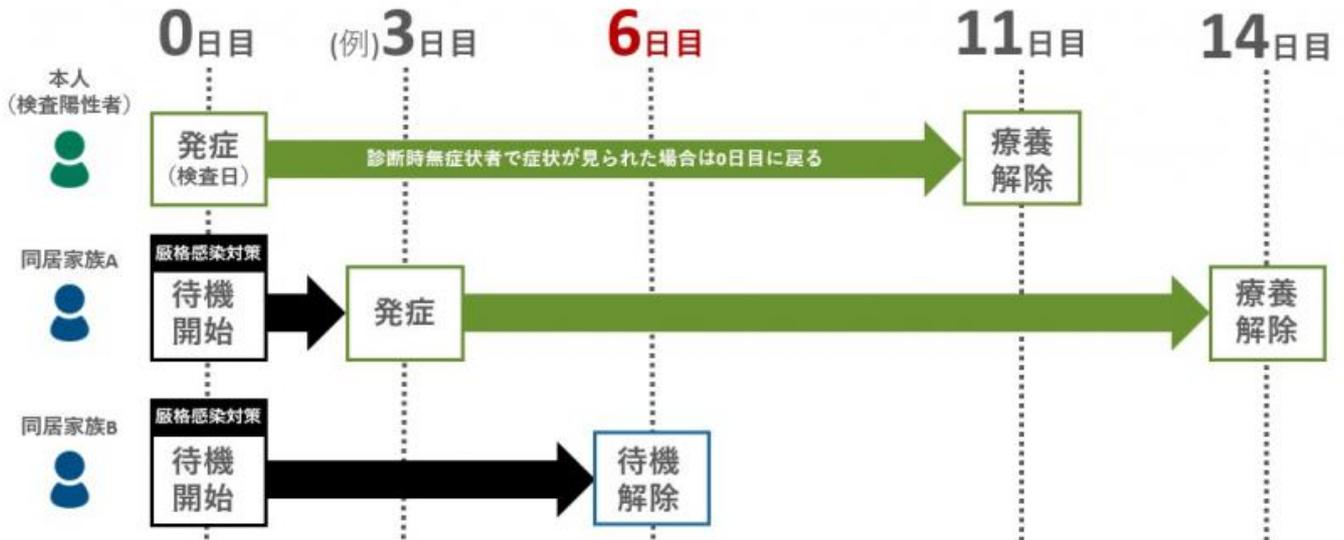


\*感染対策とは...

日常生活を送るうえで可能な範囲でのマスク着用、手洗い、手指消毒の実施、物資等の共有を避ける、消毒等の実施

### 例4：同居家族で複数人陽性者発生時に厳格な感染対策を行っていた場合

濃厚接触者である同居家族全員が通常の感染対策に加えて  
 家族全員が一人ひとり個室隔離を行う等**厳格に空間的な分離の徹底を行っていた**場合



## このページに関するお問い合わせ先

[健康医療局 医療危機対策本部室](#)

[健康医療局医療危機対策本部室へのお問い合わせフォーム](#)

このページの所管所属は[健康医療局 医療危機対策本部室](#)です。

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

045-210-1111 (代表) 法人番号: 1000020140007